☆

著作隣接権

著作物などを人に伝達した者に与えられる権利

著作隣接権とは、実演家人格権、報酬及び二次使用料を受ける権利以外 89条⑥

実演家

実演を行う者(俳優、舞踊家、歌手)、実演を 指揮する者、実演を演出する者

(89条1項)

レコード製作者

音を最初に固定した者

(89条2項)

放送事業者

放送を業として行う者

(89条3項)

有線放送事業者・有線放送を業として行う者

(89条4項)

☆

著作隣接権

実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗 詠し、又はその他の方法により演ずること 2条1項3号

実演家とは、俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実 演を指揮し、又は演出する者をいう。 2条1項3号

実演家の権利

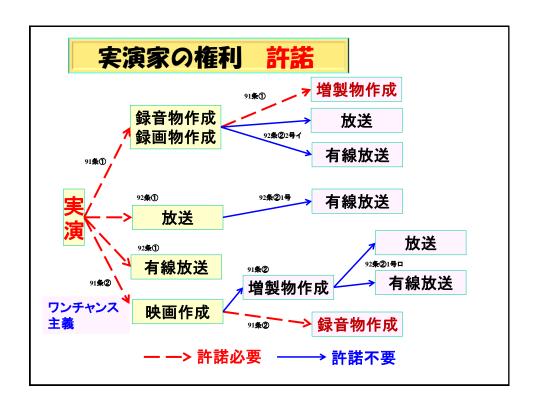
91条~95条の3

録音権 録画権 放送権 有線放送権 送信可能化権 譲渡権 貸与権(1年)

- ・商業用レコードの二次使用料請求権 (放送,有線放送,その他の営業)
- ・期間経過商業用レコードの貸与に関する報 酬請求権(レコート・発売後2年目~50年目)
- •私的録音録画補償金請求権

氏名表示権 同一性保持権

公表権はない その理由は?





著作隣接権 レコード

一般社団法人 日本レコード協会(Recording Industry Association of Japan)

貸与権(レコード発売後1年間)

貸レコードについて使用 料を請求できる権利

(レコート・発売後2年目~50年目)

邦盤 シングル 発売日から最長3日間禁止 アルバム 発売日から最長3週間禁止

洋盤 世界最初の発売日から1年間

貸与禁止対象レコードのマーク

年月日 国内発売日

97. 2. 1 (L)(X)

邦盤の

使用料 報酬

1枚330円 (税別¥2,000~3,999) 1枚264円 (邦盤×80%) 1枚165円 (税別¥1,001~1,999) 1枚132円 (邦盤×80%) 1枚85円 (税別¥1,000以下) 1枚68円 (邦盤×80%)

音楽CD逆輸入禁止

海外で合法的にライセンス生産された日本の音楽CDが、逆輸入により日本で格安に販売されるのを防止するために、4年間の輸入禁止期間を設ける

著作隣接権 \Rightarrow 放送 放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に 受信されることを目的として行う無線通信の送信 2条1項8号 複製権 放送事業者 許諾権 再放送権、有線放送権 の権利 テレビ放送の伝達権 98条~100条 有線放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が 同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信 2条1項9号の2 複製権 有線放送事業者 許諾権 放送権、再有線放送権 の権利 有線テレビ放送の伝達権 100条の2~100条の4